

いちのせき名人・達人バンク実施要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、一関市内の、専門的な知識技能や優れた経験等を有している名人・達人を発掘し、その情報を活用できる仕組みを提供することにより、名人・達人の活躍の場を広げるとともに、人や地域を結び、生涯学習又はまちづくり活動の機会を広げ、活力ある地域社会活動を支援することを目的としたいちのせき名人・達人バンク（以下「名人・達人バンク」という。）の設置及び運営について必要な事項を定める。

(登録対象)

第2 名人・達人バンクの登録対象は、学習活動等を指導、支援することが可能な次の各号に掲げる個人及び団体とする。ただし、政治・宗教活動を目的とする個人及び団体を除くものとする。

- (1) 個人 市内在住又は通勤、通学している者で、年齢が18歳以上のもの
- (2) 団体 市内に活動拠点がある団体

(登録方法)

第3 名人・達人バンクに登録することを希望する者又は登録される者を推薦しようとする者は、登録専用フォームから申し込み又はいちのせき名人・達人バンク登録申込（推薦）書（様式1）に必要事項を記入し、いきがづくり課に提出する。なお、推薦の場合は被推薦者の承諾確認のため登録専用フォームからの申し込みは不可とし、登録申込（推薦）書の提出に限るものとする。

(登録内容の変更等)

第4 名人・達人バンクに登録した者（以下「登録者」という。）は、登録事項に変更が生じたときは、速やかにいちのせき名人・達人バンク登録変更届（様式2）をいきがづくり課に提出するものとする。

2 いきがづくり課は、毎年3月に、登録者に登録継続の意向及び利用状況を調査する。

(登録の取消し)

第5 市長は、登録者が次の各号のいずれかに該当するときは、登録を取り消すことができる。

- (1) 登録者として不適切と認められる行為があったとき。
- (2) 登録基準を満たさなくなったとき。
- (3) 活動を継続できない事情が生じたとき。
- (4) 虚偽の事実を記載したとき。

(登録情報の公開)

第6 登録者名簿は、一関市ホームページ等で公開する。

2 登録者名簿に公開する内容は、様式1裏面に記載されている「公開情報」とする。

(利用方法)

第7 利用希望者は、登録者名簿から希望する登録者を選択し、いきがづくり課に問い合わせることにより、連絡先の情報の提供を受けるものとする。

2 連絡先情報の提供を受けた利用希望者は、直接、登録者と連絡を取り、講師依頼及び日程や必要経費の確認をする。

3 講師謝礼、交通費、会場費、材料費等必要経費など講師依頼にかかるすべての費用は、原則として利用希望者が負担する。

4 名人・達人バンク利用に際して、事故やトラブルが発生した場合は、利用希望者及び登録者の責任において対処する。

5 利用希望者は、必要に応じ傷害保険等に参加する。

【問合せ先】

一関市いきがづくり課

〒021-8501 一関市竹山町7-2

TEL : 0191-21-8852 Fax : 0191-23-4850

メール : ikigai@city.ichinoseki.iwate.jp

【利用者向けHP】



【登録者向けHP】



【登録専用フォーム】

